

大阪府土木施工管理技士会定款

# 大阪府土木施工管理技士会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、大阪府土木施工管理技士会と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、大阪府に主たる事務所を置く。

### (目的)

第3条 当法人は、大阪府地域を中心に土木施工管理技士等の技術力・社会的地位の向上及び土木工事の安全・品質・効率・土木施工管理技術の向上を図ることにより、良質な社会資本の整備に貢献し、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。その目的に資するために、大阪府地域を中心に次の事業を行う。

- 一 土木施工管理技士制度の普及、啓発に関する事業
- 二 土木工事の安全・品質・効率・土木施工管理技術に関する調査、研究及び情報の提供事業
- 三 研究会、セミナー、講演会、意見交換会等の企画、開催及び運営事業
- 四 土木施工管理技士の育成、指導、教育及び地位の強化、向上に関する事業
- 五 各種出版物の企画、編集、制作及び刊行に関する事業
- 六 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### (機関の設置)

第4条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 当法人の会員は、土木施工管理技士等で、当法人の目的に賛同して入会した個人及び賛助会員とする。

### (入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、電磁的な連絡先を含む所定の事項を記入した入会申込書により会長に申し込み、会長の承認を得て会員となる。

### (会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- 四 会費を滞納したとき。
- 五 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会決議により除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金・会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総会

(種類)

第12条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 会費の金額

- 二 会員の除名
- 三 役員を選任及び解任
- 四 各事業年度の決算報告
- 五 定款の変更
- 六 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- 九 前各号に定めるもののほか、この定款に定める事項及び理事会において  
総会に付議した事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 三 第24条第4項の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、第15条に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法で、会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。ただし会長に事故あるときは、副会長がその任に当たる。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 代理人による議決権の行使、所定の書面による議決権の行使は、認める。

3 会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法で会員に通知したにもかかわらず会員から欠席で議決に関する意思表示が無い場合及び出欠・議決に関する意思表示が無い場合は、その旨通知に書き加えることにより、議決は総会の議長に委任したものとみなすことができる。

(書面表決等)

第19条 第33条の理事会の決議により、全会員にあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって、第18条に基づいて総会のすべての議決を行うことにより、会員が参集する総会に代えることができる。この場合第18条第1項の「出席した会員」は書面若しくは電磁的方法で回答のあった会員と読み替える。

2 書面及び電磁的方法によりすべての議決を行う総会は、3回以上連続して開催することはできない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

#### 第4章 役員等

(役員の設定等)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 2名以上5名以内
- 二 監事 1名

2 理事のうち、1名を会長とし、1名を副会長とする。

(選任等)

第22条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 当法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務遂行の状況を監査すること。
- 三 当法人の財産又は業務に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要がある場合には、総会又は理事会の招集を請求し、又は理事会を招集すること。

(任期)

第25条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第21条第1項に定める定数に足りなくなる場合は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第26条 役員は、第14条の総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、年1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき。

二 理事から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

三 第24条第4項の規定により監事から請求があったとき。

(召集)

第31条 理事会は、第30条により会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法で、理事に通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 代理人による議決権の行使、所定の書面による議決権の行使は、認める。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

(剰余金)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 事務局

(設置等)

第38条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長は、会長の命を受けて事務を処理する。
- 5 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 事務局には、常に次に掲げる帳簿、書類及び電磁的方法による書類を備えておかなければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 三 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- 四 認可等及び登記に関する書類
- 五 定款に定める機関の議事に関する書類
- 六 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 監査報告書
- 八 その他必要な帳簿及び書類

#### 第8章 附 則

(最初の事業年度)

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成23年3月31日までとする。

(委任)

- 2 CPDS普及活動などのために社団法人全国土木施工管理技士会連合会(以下「連合会」という)から当法人に譲渡された資金は、当法人の連合会への入会が承認された年度の翌年度から10年間にわたり年間50万円を上限として連合会への会費としてのみ用いる。残余が出た場合、同様に連合会への会費としてのみ用いる。